

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

大 阪 市 長

住 所  
氏 名 ○  
(電 話 )

生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付申請及び実績報告書

航空機の騒音により生じる障害を防止、又は軽減する目的で実施される 年度生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助事業について、航空機騒音にかかる民家防音工事を受けた住宅に居住しておりますので、補助金の交付を受けたく、大阪市生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付要綱第8条の規定により、必要書類を添えて申請します。

記

交付を受けようとする補助金の額

別に添付する電力量料金領収書等のうち、補助対象期間（本年7月から10月まで）の各月ごとの電力量料金から、3月から6月の最も料金の低い月の電気料金を差し引いた額（負となる場合は0円とする。）の合計額（10,000円を上限とする。）。ただし、補助対象者となる要件が、補助対象期間の一部について適合しない場合、適合する期間に相当する額を日割り計算により算出された額。

(添付書類)

受 理 年 月 日 : 年 月 日

受理番号 :

第2号の1様式（第9条関係）

大 第 号  
年 月 日

様

大 阪 市 長 ○

生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付決定及び補助金額確定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、大阪市生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助決定者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助決定者が居住する住宅等に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (2) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に申請の取下げをすることができる。

第2号の2様式（第9条関係）

大 第 号  
年 月 日

様

大 阪 市 長 ○

生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金について、次の理由により交付しないことに決定したので、大阪市生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交付しない理由

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

氏 名

○

生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付申請取下書

年 月 日付け大 第 号にて通知のあった生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金の交付決定について、大阪市生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付要綱第10条の規定により申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

第4号様式（第13条関係）

大 第 号  
年 月 日

様

大 阪 市 長 ○

生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大 第 号にて交付決定した生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金について、次の理由により交付決定を取り消したので、大阪市生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

取消しの理由